

奨学金名	三菱商事留学生奨学金/ Mitsubishi Corporation International Scholarship		
財団・寄付者	三菱商事株式会社		
目的	本奨学金は、日本国内の大学および大学院に在籍する優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することによって、 経済的不安を緩和し 、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。		
給付額	120,000 円/月 (学部)	150,000 円/月 (大学院)	
給付回数	12 回		
奨学金対象期間	2023年4月 から	*最短修業年限まで	
推薦予定人数	5 名程度 (南アジア、東南アジア、中南米、アフリカ出身者優先・各国、地域から2名まで推薦)		
募集人数	全国50 名程度		
応募資格 (全て該当する者)	国籍	南アジア、東南アジア、中南米、アフリカ地域の国籍の者優先・正規生のうち在留資格が「留学」の者	
	セメスター *2023年4月時点	学部生 大学院生	√5セメ √6セメ √7セメ 修士：√3セメ 博士：√3セメ √4セメ √5セメ
		他奨学金	奨学金受給期間中に重複受給のない者 APUから他の奨学金に推薦中でない者
	学業成績	通算GPA・総修得単位数の要件は「 学外奨学金 大学推薦選考について 」を参照。	
	その他資格	<p>(1) 2023年4月に、学士課程、修士課程又は博士課程のうち、定める学年に正規生として在籍する私費外国人留学生、在留資格は留学であること。</p> <p>(2) 経済的援助を必要とする者（アルバイト等による収入に頼る割合が高い者）。</p> <p>(3) 本奨学金の支給期間中、他奨学金を受けない者（貸与型奨学金、学費免除及び一時金は除く）。</p> <p>(4) 最短でも1年間受給する資格を有する者。</p> <p>(5) これまで三菱商事留学生奨学金を受給していない者。</p> <p>(6) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。</p> <p>(7) 国際交流を通しての社会貢献活動に強く関心を持ち、現在・将来を通じて国際社会の発展に貢献する意欲の強い者。</p> <p>(8) 受給期間中、休学の有無にかかわらず通算6ヶ月を超えて海外に渡航しない者。</p> <p>(9) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。</p>	
奨学団体による 義務・決まり	<p>【義務】</p> <p>(1) 受給者は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により大学を通じて報告すること。</p> <p>(2) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて遅滞なく届け出ること。</p> <p>(3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接協会へ遅滞なく届け出ること。</p> <p>(4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により報告すること。</p> <p>(5) 受給者は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答をすること。</p> <p>(6) 受給者は、交流会（年1回）に可能な限り参加すること。</p> <p>【奨学金の支給の休止または終了および決定取消】</p> <p>(1) 受給者が大学を長期欠席（1ヵ月を超過）した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。ただし、支給期間は延長しない。</p> <p>(2) 受給者が以下のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。</p> <p>①大学を卒業、退学、除籍、停学、休学、または留年（相当すると認められる場合も含む）した場合。</p> <p>②休学の有無にかかわらず受給期間中通算6ヶ月を超えて海外へ渡航することが決定した場合。</p> <p>③本奨学金受給者の義務を怠った場合。</p> <p>④募集要項の定める事項に該当しなくなった場合。</p> <p>⑤その他受給者として相応しくないと判断された場合。</p> <p>(3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、本奨学金の支給を休止または終了する。</p> <p>(4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。</p> <p>(5) 渡航制限解除後、本人の都合により渡日しない場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。</p> <p>【注意事項等】</p> <p>(1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。但し、上記【奨学金の給付の休止または終了および決定取消】に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他への付帯義務を負うものではない。</p> <p>(2) 奨学金採用決定（本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点）前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて速やかにその旨報告しなければならない。また、本奨学金奨学生として採用された場合、受給期間終了まで本奨学金を辞退して他の奨学金を受給することはできない。</p> <p>(3) 受給者は、受給開始から終了まで他の奨学金に応募することはできない。（但し、本奨学金の受給終了後に支給を開始する奨学金は除く）</p> <p>(4) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することができない。</p> <p>(5) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、7ヶ月未満かつ長期欠席又は休学の扱いとならなければ支給を継続する。</p> <p>(6) 原則、本奨学金受給中は、日本国内に居住していること。</p> <p>(7) 特段の理由により2023年5月以降に渡日する場合は、渡日月から在籍する課程の修了期間までを支給期間とする。</p>		
	選考スケジュール	大学推薦の申請スケジュール	11/8（火）締切 詳細は「 学外奨学金 大学推薦選考について 」を参照。
		奨学金団体への推薦締切	2023年1月中旬頃
	奨学金団体面接	なし	
	採否通知	2023年3月下旬頃	
問い合わせ先	スチューデント・オフィス 学外奨学金担当 メールアドレス：apuschi@apu.ac.jp		